

## 夏期の電力需給対策に係る特定建築物の維持管理について

### 夏期の電力需給対策について

#### 別紙 電力需給対策に関する制度見直しについて(抜粋)

平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部

#### 13. オフィスビル等の室内温度についての対応

今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28℃とすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。

なお、需要家の自主的な行動として室温を29℃に引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。

#### 15. オフィスビル等の換気についての対応

オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO2濃度基準を周知することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。



### 厚生労働省の対応

所管する法令に関して通知を発出。

#### ◆夏期の電力需給対策に係る特定建築物の維持管理について

電力需給緊急対策本部において取りまとめられた夏期の電力需給対策を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の維持管理(室内温度及び換気)の取扱いについて各都道府県等へ通知(健康局生活衛生課)

#### ◆夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度等の取扱いについて

電力需給緊急対策本部において取りまとめられた夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度、照度及び換気取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体へ内容の周知を要請(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

# 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の 空気環境に関する規制概要

## 【建築物衛生法の規制対象】

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用に供される部分の面積が、3,000㎡以上である建築物（「特定建築物」と定義）。  
※学校教育法第1条に規定する学校の場合には8,000㎡以上

## 【建築物衛生法の空気環境の維持管理に係る規制内容】

特定建築物の所有者、占有者等は、

○特定建築物に、空気調和設備（浄化、温度、湿度、流量の調節機能を備えた設備）を設けている場合

居室において、下表の基準におおむね適合するように、維持管理しなければならない。

○特定建築物に、機械換気設備（浄化及び流量の調節機能を備えた設備）を設けている場合

居室において、下表の基準のうち、温度及び湿度を除く項目について、おおむね適合するように、維持管理しなければならない。

項目	管理基準
浮遊粉じん	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下
一酸化炭素	10ppm以下（大気中の濃度が10ppmを超える場合は20ppm以下）
二酸化炭素	1,000ppm以下
温度	(1) 17℃以上28℃以下 (2) 居室の温度を外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと
相対湿度	40%以上70%以下
気流	0.5m/s以下
ホルムアルデヒド	0.1mg/m <sup>3</sup> 以下

※建築物衛生法では、立入検査が行われ、維持管理基準に不適合で、人の健康をそこなう恐れのある事態その他環境衛生上著しく不適當な事態がある場合に、改善命令が出される。立入検査を拒んだり改善命令に従わない場合に、罰則が科される。